

令和 7 年度事業計画

事業の実施方針

関係機関・団体、農薬メーカー等と密接な連携を図りながら、農薬の安全・適正使用の推進及び効率的な病虫害防除の推進をはじめ、新規登録・適用拡大農薬の普及性の実証、農産物の安全性を確保するGAPの推進などの各種事業に取り組むことにより、安全で商品性の高い農産物の安定供給と生産性の向上を図る。

事業の実施計画

1 植物防疫啓発事業

病虫害防除に関わる関係法令を遵守し、農産物への農薬残留事故の回避及び農薬による環境汚染の防止を図り、農薬の安全で適正な使用による安定した農業生産及び生産環境を維持することを目的として、農薬管理指導士、防除業者、農薬販売業者及びJAみやざき・関係団体の指導員等を対象にした各種研修会を開催するなど啓発活動を実施する。

また、病虫害発生が多様化と難防除病虫害の増加に対応した効率的な防除と安全な農薬使用を推進するため、発生予察情報を迅速で適切に提供するとともに、最新の防除技術及び農薬安全使用などに関する資料を作成し、的確な広報活動に努める。

主な実施項目

(1) 農薬の安全・適正使用等の各種研修会の開催

① 農薬管理指導士更新研修（県内3カ所）

対象者：農薬管理指導士資格更新者

② 農薬管理指導士新規養成研修（1回）

対象者：農薬管理指導士資格試験受験者

③ 植物防疫研修会（1回）

対象者：宮崎県農業協同組合、宮崎県農業共済組合、
農薬メーカー、宮崎県農薬卸組合、宮崎県農薬小売商組合、
行政機関等の指導員

(2) 病虫害発生予察情報等の配布

(3) 農薬の安全・適正使用対策の資料作成・配布等

印 刷 物 等	配 布 先 等
病虫害発生予察情報 予報、特殊報、注意報、警報、 防除情報	県内関係機関・団体 九州農政局 正会員、賛助会員
農薬安全対策・適正使用啓発資料	県内関係機関・団体 農薬販売業者、防除業者等
農薬展示ほ成績書	支庁・振興局（普及センター）、 賛助会員、総合農試等

(4) 宮崎県植物防疫協会ホームページを活用した情報提供

病虫害発生予察情報や病虫害・雑草防除等指導指針などをホームページに掲載し、農薬の安全で適正な使用に必要な情報の提供に努める。

2 農薬展示ほ設置事業

「宮崎県病虫害・雑草防除等指導指針」や地域の病虫害防除暦策定の基礎資料とするため、新たに登録または適用拡大された農薬について、県と連携して展示ほの設置に取り組み、防除効果、地域での適用性及び薬害の有無や作業性を確認し、普及性の実証を行う。

(1) 令和7年度農薬展示ほ設置計画

() は令和6年度計画

区分	部 門	病虫害展示ほ数	除草剤展示ほ数 (生育調節剤含む)	合 計
農薬	水 稻	20 (10)	22 (27)	42 (37)
	大 豆	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	麦	6 (0)	0 (0)	6 (0)
	茶	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	野 菜	35 (45)	0 (0)	35 (45)
	花 き	5 (7)	0 (0)	5 (7)
	果 樹	12 (13)	3 (0)	15 (13)
	飼料用イネ等	0 (3)	2 (3)	2 (6)
合 計		81 (78)	27 (30)	108 (108)

※数字には前年度からの繰越分を含む。

(2) 農薬展示は運営委員会の開催

申請のあった展示農薬等について必要性や設置場所等の審査を行う。

(3) 農薬展示はの成績及び設置に関する検討会の開催

- ① 農薬の展示は成績に係る検討会
- ② 農薬の展示は設置計画に係る検討会

(4) 農薬展示は事故対策補てん事業

農薬展示は設置事業において、薬害等の事故が発生した場合に、展示は設置農業者等に対して準備金を活用した損害の補てんを行う。

3 G A P 推進事業

残留農薬・農作業事故等の農業生産におけるリスクを農業者自らが把握・改善し、持続可能な農業生産を行う取組として有効なG A Pを推進するため、県と連携して農業者に対し指導・普及啓発を行う。また、令和7年度より運用される宮崎県版G A P「M I Y A Z A K I－G A P」の円滑な運営のため、指導員・審査員に必要な知識及び能力を得るための研修を開催する。

(1) 農業者に対するG A P指導及び普及啓発

(2) 「M I Y A Z A K I－G A P」指導員・審査員の育成

(3) 「M I Y A Z A K I－G A P」認証制度運営

- ① 申請書類の受理・書類審査
- ② 現地審査員の派遣
- ③ 判定委員会の開催
- ④ 認証書の発行事務